

ごみ散乱防止ネット、ごみ一時保管庫など購入費補助

ごみ置き場の清潔保持やごみの資源化の促進のため、ごみ散乱防止ネットやごみ一時保管庫などの購入費を補助します。

●対象

- ・市が委託収集をしているごみ集積所を管理している町内会などで、市が適当と認めたもの
- ・資源回収活動を実施している町内会などの、営利を目的としない団体

品 目		予定地の設置同意	申請方法	補助率	上限
ごみ一時保管庫など	・ごみ一時保管庫 ・資源保管庫	必要	購入する前に申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、循環型社会推進課または各支所に提出	1/2	10万円
	・折りたたみ式ボックス	不要			
ごみ散乱防止ネット		不要	購入後に申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、循環型社会推進課または各支所に提出	全額	5,000円

家庭用生ごみ処理機のモニター募集

ごみの減量化を促進するため、電動生ごみ処理機（ディスポーザー式は対象外）または非電動生ごみ処理機（コンポスト）などの購入を検討中で、購入後に使用状況のモニター調査に協力いただける人に、購入費の一部を補助します。

●対象

市内に住所があり、居住している人（事業者は除く）で、一世帯当たり1台まで。
※過去に補助金の利用がある人は要相談

●申込方法

申請書および誓約書に記入し、循環型社会推進課または各支所に提出してください。

詳しくは、
多言語（英語・中国語・
ベトナム語・タガログ語）の
ごみ分別ポスターを配布しています

詳しくは、
市ホームページから▼



資源回収推進報奨金制度

資源の有効利用および環境の保全への理解を深め、ごみを減量するため、資源回収活動を行う団体に対し、報奨金を交付します。

●対象

町内会や子ども会などの営利を目的としない団体

●対象となる活動

町内会や子ども会などが、資源物を集団で回収し、その資源物を回収対象品目ごとに整理し、資源回収業者に直接引き渡す資源回収活動

●報奨金

回収した新聞、雑誌などの古紙類、布類、かん類、びん類などの資源物1kg当たり5円（1円未満の端数切り捨て）

※各補助金、報奨金は予算の範囲内での交付です

※申請方法など詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせください



ごみインフォメーション

問い合わせ 循環型社会推進課 ☎9133

ごみの分別を変更します

※詳しくは問い合わせください

品 目	分別方法	
	変更前	変更後
ゴムホース、ホース	「燃やせるごみ」 長さ30cm未満に切ってください	・長さ30cm未満のものは「燃やせるごみ」 ・ひもでしばった時の長さが30cm未満になるものは「小型および複雑ごみ」 ・30cm以上のものは「大型ごみ」
植木鉢、プランターの砂・土	収集しません	「埋立ごみ」として収集します ※少量(土のう袋3袋まで)の植木鉢、プランターの砂・土に限ります
仏壇	収集しません	「大型ごみ」として収集します ※できるだけ販売店に引き取りを依頼してください ※仏具は仏壇とは別に出してください
仏具	収集しません	次のとおり収集します ・長さ30cm未満で金属を含むものは「小型および複雑ごみ」 ・長さ30cm未満でプラスチック、布製のものは「燃やせるごみ」 ・長さ30cm以上のものは「大型ごみ」 ・ガラス、陶磁器製のもの（長さ30cm以上のものを含む）は「埋立ごみ」

ふれあい収集

申請により、週に1度玄関先などでごみを収集します。希望に応じて声かけなどの安否確認や、緊急連絡先への通報などのサービスを行います。

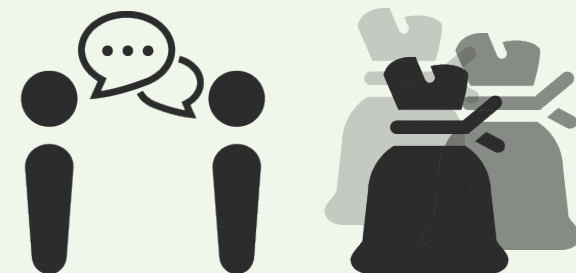
●対象

単身世帯または、同一敷地内で生活している全員が①～④に該当する場合

- ①要介護、要支援認定または介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者として認定を受けており、ケアプランでふれあい収集の利用が計画されている人
- ②次の身体障がいのある人
【視覚障害】障害等級1～2級
【肢体不自由】障害等級1～3級
【内部障害】障害等級1～3級
- ③療育手帳㊦、A
- ④精神障害者保健福祉手帳 障害等級1～2級

●申込方法

申請書に記入のうえ、「必要書類の写し」(※)のいずれかを添付し、循環型社会推進課または各支所に提出
※介護保険被保険者証および介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳



日々の暮らしを
地球に優しく

問い合わせ
ゼロカーボン推進課 ☎9224

住宅用太陽光発電設備等
導入促進補助金

対象の設備を設置する
人に、費用の一部を補助
します。

対象設備 太陽光（自家消費型の太陽
光発電設備）、蓄電池（太陽光の附
帯設備である定置用リチウムイオン
蓄電システム）

補助金額上限

【太陽光】7万円／kW

【蓄電池】5万円／kWh

対 象 市税の滞納がなく、市内に自
ら居住する戸建ての居住専用住宅に
補助対象設備を設置する人

申請方法 申請書に必要な書類を
添えて、ゼロカーボン推進課まで
持参。

※詳しい要件などは市ホームページを
確認するか、問い合わせ
ください



事業所用創エネ・省エネ
導入促進補助金

対象の設備を設置する事業所に、費
用の一部を補助します。

●創エネ

対象設備 太陽光・蓄電池
補助金額（上限1千万円）

【太陽光】

5万円／kW

【蓄電池】

・5万円／kWh（4800Ah・
セル程度未満）
・6万円／kWh（4800Ah・
セル程度以上）

●省エネ

対象設備 高効率空調機器、高機能
換気設備、高効率照明機器、高効
率給湯機器

補助金額（上限1千万円）

補助率が2分の1

■共通事項

対 象 市内で事業を行う中小企業
者など

申請方法 申請書に必要な書類
を添えてゼロカーボン推進課まで
持参。詳しくは、
市ホームページを確
認するか、問い合わ
せてください。

